



障害者雇用に関する事業主の手続きについて

一定規模以上の事業主には、障害者を雇用する義務があります。
令和8年以降変更となる手続きや注意点についてお伝えします。



1. 法定雇用率の引き上げ

事業主は、従業員（常用雇用労働者）数に基づき、法定雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません。
雇用すべき障害者数を算出するための法定雇用率が、
2026年7月から、以下の通り2.7%に引き上げられます。

| | 2026年6月まで | 2026年7月から |
|------------|-----------|-----------------|
| 法定雇用率 | 2.5% | 2.7% |
| 届出義務のある事業主 | 40人以上※ | 37.5人以上※ |



～障害者数を算出する基準となる常用雇用労働者数とは～

1年を超えて継続雇用（見込みを含む）、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員の人数です。

雇用義務のある障害者数の算出例

常用雇用労働者数 170人、建設業（除外率 10%）

2026年6月まで

$170人 - (170 \times \text{除外率}(10\%)) \times 2.5\% = 3.825 \rightarrow 3人$

2026年7月から

$170人 - (170 \times \text{除外率}(10\%)) \times 2.7\% = 4.131 \rightarrow 4人$

～除外率～ 除外率は障害者を雇用するのが難しい特定の業種に対して、業種ごとに除外率が定められています。2025年4月から除外率が引き下げられました。

● 除外率はこちらをご覧ください。⇒ [除外率制度について](#)

2. 障害者雇用に関する手続き

(1) 障害者雇用納付金申告書・障害者雇用調整金等支給申請書

事業主は、常用雇用労働者数が**100人を超える**場合、「障害者雇用納付金申告書・障害者雇用調整金等支給申請書」を作成し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」）へ申告・申請しなければなりません。

| 種別 | 申告・申請義務 | 対象期間 | 申告申請期間 | 納付期限 | 申請方法 |
|----------|---------|-------------------------|---------------------|--------------------------|--|
| 障害者雇用納付金 | あり | 2025年4月1～ 2026年3月31日 | 2026年4月1日 ～5月15日 | 2026年5月15日 | 以下のいずれかの方法による ・電子申告申請 (機構ホームページ手続き(※)) ※障害者雇用納付金電子申告申請システム ・郵送 ・窓口持参 |
| 障害者雇用調整金 | あり | | 2026年4月1日 ～7月31日 | 支給時期 2026年10月 ～12月 | |
| 報奨金 | なし | | | | |

【注意点】 障害者雇用納付金は、申告期限と納付期限が同じなので納付時期に注意しましょう。

また、障害者雇用調整金や奨励金は申請期限（郵送は当日の消印まで）を過ぎると受給できないのでご注意ください。

～法定雇用障害者数による手続きの種類と納付・支給金額～

障害者雇用では、法定雇用障害者数を基準に障害者数が**不足**や**超過**すると、下表の通り、納付や受給となります。

| 常用雇用労働者数 | 法定雇用障害者数 | |
|----------|-----------------------------|------------------------------|
| | 不足したとき | 超過したとき |
| 100人以下 | — | 報奨金 ※超過1人あたり21,000円/月 |
| 100人超 | 納付金 不足1人あたり50,000円/月 | 調整金 ※超過1人あたり29,000円/月 |

※調整金、奨励金の基準となる常用雇用労働者数には除外率が適用されません。

(2) 障害者雇用状況報告書 (61報告)

報告期限 2026年7月15日

法律上の障害者を雇用する義務が発生する事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、「障害者雇用状況報告書」を作成し、期限までにハローワークに報告する義務があります。報告対象となる事業主は、**2026年**は6月1日現在、常用雇用労働者（除外率を適用）が**40人以上**ですが、**2027年**は**37.5人以上**となります。

【注意点】 報告義務のある事業主は障害者を雇用してなくても、報告書を提出しなければなりません。

まとめ

障害者雇用に関する事業主の手続きは、1年間の法定雇用障害者数の実績を翌年に申告・申請します。また、61報告はその時点の障害者数を報告します。手続きごとに、いつの時点の障害者を対象とするかが異なります。手続き忘れ・手続き遅れがないようご注意ください。

